

令和2年度第4回 山口市農業委員会総会議事録

- 1 日時 令和2年7月20日(月)午前9時30分～午前11時00分
- 2 場所 山口市役所(山口総合支所) A会議室
- 3 出席者 (1)出席委員(農業委員24名中21名:推進委員6名)
荒瀬 澄枝、伊藤 良雄、井上 浩一郎、上田 正士、海地 博志、
片山 潤之、河村 吉人、神田 一夫、田戸 洋志、恒富 竹司、
中川 恵美子、中谷 敏明、原田 雅恵、原田 好子、藤村 守、
藤原 敏郎、安田 敏男、安野 正純、山根 伊都子、山根 良男、
吉富 崇子

池田 善治、重枝 隆、勝本 紘、繁村 勝正、徳田 敦之、
山根 久子

(2)欠席委員(3名)
小野 基之、賀屋 忠之、徳田 文雄

(3)事務局
増岡局長・徳本参事・河村主幹・竹中主任主事・戸田岸

(4)会議傍聴人
- 4 会議 (1)議事録署名委員指名

(2)議案審議

(3)その他連絡事項

議長

皆様、おはようございます。

これより令和2年度第4回総会を開会いたします。

本日の出席委員は、24名中、出席21名で、委員の過半数の出席がありますので、本日の会議は成立しております。

最初に、議事録署名委員を指名いたします。

片山 潤之 委員 及び 河村 吉人 委員にお願いいたします。

まず、農地法第3条に係る申請についての審議を始めます。

農地法第3条に係る議案について、事務局より説明をお願いします。

事務局

議案1ページをお開きください。合わせて、参考位置図1ページを御覧ください。

申請地、申請人、申請事由等詳細は議案及び参考位置図を御確認ください。

議案第1号、下小鯖、有償移転です。

申請人は、市内に居住する農業兼会社員です。

取得後の経営規模は55アールとなります。

議案第2号、大内長野、有償移転です。

申請人は、市内に居住し、農業を営む者です。

取得後の経営規模は53アールとなります。

議案第3号、黒川、無償移転です。

申請人は、市内に居住し、農業を営む者です。

取得後の経営規模は42アールとなります。

議案第4号、矢原、無償移転です。

申請人は、市内に居住し、農業を営む者です。

取得後の経営規模は43アールとなります。

議案第5号、鑄銭司、有償移転です。

申請人は、市内に居住し、農業を営む者です。

取得後の経営規模は94アールとなります。

以上の農地法第3条に係る議案につきましては、農地法に定められた、許可することができない事由には該当しません。

御審議よろしくお願いいたします。

議長

次に、該当する地区協議会での協議結果の報告をお願いします。

なお、協議結果に特に問題がなければ、問題なしと報告してください。

北部地区委員

問題ありません。

中央地区委員

問題ありません。

川東地区委員

問題ありません。

議長

事務局から議案説明及び地区協議会からの報告が終わりましたので、議案審議に入ります。

以上の農地法第3条に係る議案については、先ほど関係座長さんから報告がありましたとおり、地区協議会の審議を経て総会に提出されております。それでは、委員の皆さんの意見を求めます。また、該当地区協議会の農業委員さんで補足説明がありましたらよろしくをお願いします。

【意見なし】

議長

以上で農地法第3条に係る議案審議を終わります。只今審議しました議案について、一括して採決を行います。全て「許可」とすることに賛成の農業委員の挙手を求めます。

【委員挙手(多数)】

議長

挙手多数と認め、只今審議しました農地法第3条に係る議案については、「許可」といたします。

続きまして、農地法第4条に係る議案についての審議を始めます。

農地法第4条に係る審議について、事務局より議案説明をお願いします。

事務局

議案6ページをお開きください。合わせて、参考位置図6ページを御覧ください。

申請地、申請人、転用理由等詳細は議案及び参考位置図を御確認ください。

議案第6号、宮野下、用途地域内にある第3種農地に水路を整備するものです。

議案第7号、黒川、集団的に存在する第1種農地で貸事業所用地の敷地を拡張するものです。

この事案につきましては、第1種農地を対象とする農地転用ですが、既存施設の拡張であり、農地法施行規則第35条第5号に該当し、許可の対象となるものです。

また、この事案につきましては農地法第5条議案第17号が同時に申請されております。

議案第8号、徳地鯖河内、公共投資の対象となっていない小団地の第2種農地に植林するものです。

以上の農地法第4条に係る議案につきましては、農地法に定められた立地基準・転用の確実性、被害防除措置の妥当性において適当であり、許可することができない事由には該当しません。

御審議よろしくお願ひいたします。

議長

次に、該当する地区協議会での協議結果の報告をお願いします。
なお、協議結果に特に問題がなければ、問題なしと報告してください。

中央地区委員

問題ありません。

徳地地区委員

問題ありません。

議長

只今、事務局から議案説明及び地区協議会からの報告が終わりましたので、議案審議に入ります。

以上の農地法第4条に係る議案については、先ほど関係座長さんから報告がありましたとおり、地区協議会の審議を経て総会に提出されております。

それでは、委員の皆さんの意見を求めます。また、該当地区協議会の農業委員さんで補足説明がありましたらよろしくお願ひいたします。

【意見なし】

議長

以上で農地法第4条に係る議案審議を終わります。只今審議しました議案のうち農地法第5条に係る申請が同時にされている議案第7号を除く議案第6号、議案第8号について、一括して採決を行います。すべて「許可」とすることに賛成の農業委員の挙手を求めます。

【委員挙手(多数)】

議長

挙手多数と認め、只今審議しました議案については、山口県ネットワーク機構の意見聴

取を行い、「許可」といたします。

続きまして、農地法第5条に係る議案についての審議を始めます。

農地法第5条に係る審議について、事務局より議案説明をお願いします。

事務局

議案9ページをお開きください。合わせて、参考位置図9ページを御覧ください。

申請地、申請人、転用理由等詳細は議案及び参考位置図を御確認ください。

議案第9号、仁保中郷、公共施設から近距離の地域内にある第3種農地に太陽光発電設備を設置するものです。

議案第10号、大内矢田南七丁目、用途地域内にある第3種農地で宅地分譲するものです。

この事案につきましては、開発許可と同時施行といたします。

議案第11号、大内氷上五丁目、用途地域内にある第3種農地にゴミ置場を設置するものです。

議案第12号、大内氷上五丁目、用途地域内にある第3種農地で宅地分譲するものです。
この事案につきましては、開発許可と同時施行といたします。

議案第13号、宮野上、公共投資の対象となっていない小団地の第2種農地に資材置場を整備するものです。

議案第14号、宮野上、公共投資の対象となっていない小団地の第2種農地に太陽光発電設備を設置するものです。

議案第15号、宮野上、議案第14号の事業のための進入路として利用するものです。

なお、一時転用ですので、申請人からは令和2年12月31日までに現状を回復する旨の誓約書が提出されています。

議案第16号、宮野下、公共投資の対象となっていない小団地の第2種農地を資材置場として整備し、自己が代表を務める法人へ貸し付けるものです。

議案第17号につきましては農地法第4条議案第7号で御説明しましたので省略します。

議案第18号、富田原町、用途地域内にある第3種農地に災害対応型の駐車場を整備するものです。

議案第19号、今井町、用途地域内にある第3種農地で宅地分譲するものです。
この事案につきましては、開発許可と同時施行といたします。

議案第20号、鑄銭司、公共施設に比較的近い距離にある第2種農地に車両置場を整備するものです。

議案第21号、名田島、公共施設に比較的近い距離にある第2種農地に資材置場を整備するものです。

議案第22号、秋穂二島、公共投資の対象となっていない小団地の第2種農地に資材置場を整備するものです。

議案第23号、秋穂東、公共投資の対象となっていない小団地の第2種農地に太陽光発電設備を設置するものです。

議案第24号、嘉川、公共投資の対象となっていない小団地の第2種農地に自己用住宅を建設するものです。

議案第25号、嘉川、公共投資の対象となっていない小団地の第2種農地に共同住宅を建設するものです。

この事案につきましては、開発許可と同時施行といたします。

議案第26号、嘉川、公共投資の対象となっていない小団地の第2種農地に資材置場を整備するものです。

議案第27号、嘉川、公共投資の対象となっていない小団地の第2種農地に資材置場を整備するものです。

議案第28号、江崎、公共投資の対象となっていない小団地の第2種農地に太陽光発電設備を設置するものです。

議案第29号、江崎、公共投資の対象となっていない小団地の第2種農地に太陽光発電設備を設置するものです。

議案第30号、江崎、公共投資の対象となっていない小団地の第2種農地に太陽光発電設備を設置するものです。

議案第31号、佐山、公共施設から近距離の地域内にある第3種農地に児童福祉施設を建設するものです。

議案第32号、佐山、公共施設から近距離の地域内にある第3種農地に資材置場を整備するものです。

議案第33号、佐山、公共施設に比較的近い距離にある第2種農地に太陽光発電設備を設置するものです。

議案第34号、小郡上郷、用途地域内にある第3種農地に太陽光発電設備を設置するものです。

議案第35号、小郡下郷、用途地域内にある第3種農地で宅地分譲するものです。

なお、申請地は平成30年10月頃に農地法の許可を得ることなく造成されたものですが、川西地区協議会で追認され、申請人からは今後は農地法を遵守する旨の始末書が提出されております。

議案第36号、小郡下郷、用途地域内にある第3種農地で宅地分譲するものです。

議案第37号、小郡給領町、用途地域内にある第3種農地に駐車場を整備するものです。

議案第38号、阿知須、用途地域内にある第3種農地に建売住宅を建設するものです。

以上の農地法第5条に係る議案につきましては、農地法に定められた立地基準・転用の確実性、被害防除措置の妥当性において適当であり、許可することができない事由には該当しません。

御審議よろしくお願いいたします。

議長

次に、該当する地区協議会での協議結果の報告をお願いします。

なお、協議結果に特に問題がなければ、問題なしと報告してください。

北部地区委員

問題ありません。

中央地区委員

問題ありません。

川東地区委員

問題ありません。

川西地区委員

問題ありません。

議長

只今、事務局から議案説明及び地区協議会からの報告が終わりましたので、議案審議に入ります。

以上の農地法第5条に係る議案については、先ほど関係座長さんから報告がありましたとおり、地区協議会の審議を経て総会に提出されております。

それでは、委員の皆さんの意見を求めます。また、該当地区協議会の農業委員さんで補足説明がありましたらよろしくお願ひします。

なお、議案第19号につきましては、A委員が利害関係者に当たりますので、他の議案と切り離して、最初に議案第19号の審議を行います。

恐れ入りますがA委員におかれましては、議案第19号の審議の際は採決終了まで御退席をお願いいたします。

(事務局の誘導により、A委員、退席)

議長

それでは議案第19号の議案審議に入ります。

委員の皆さんの意見を求めます。意見・質問はありませんか。

【意見なし】

議長

特に意見がないようですので、以上で議案第19号の議案審議を終わります。それでは採決に入ります。議案第19号について、許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。

【委員挙手(多数)】

議長

挙手多数と認め、議案第19号については、山口県ネットワーク機構の意見聴取を行い、「許可」といたします。

それでは、以後の議案につきましては、吉富委員の審議参加を認めます。

A委員の入室をお願いいたします。

(事務局の誘導により、A委員入場)

議長

それでは、議案第19号を除く農地法第5条に係る議案について、委員の皆さんの意見を求めます。また、該当地区協議会の農業委員さんで補足説明がありましたらよろしくお願ひします。

B委員

議案第9号の仁保の太陽光発電で、転用面積とパネル設置面積の違いがあまりにも大きすぎるのでちょっと聞いてみたいんですが、これ法面がそれだけあるんでしょうか。というのは、よく太陽光発電設備の転用は後から草刈等の管理について問題になるので、これらについて、ここの地区の人も納得しているのかと思ひまして。

事務局

事務の取り扱いについて、事務局の方から御説明させていただきたいと思ひます。

まず議案の9ページを見ていただけたらと思ひますが、仁保中郷の転用面積が2筆2,666㎡です。パネルの設置面積については、726.89㎡となっておりますが、これが投影面積になります。一応事務局の方では、建ぺい率が22%を超えるように、ということで受付をしております

地域の方への説明の状況については委員さんの方が詳しいと思ひますので、委員さんに御回答いただけたらと思ひます。

C委員

ここの地域はですね、相当昔の道路との間で、窪地のような形になっているんですね。現地にも行きましたけれども、建ぺい率はだいぶ下がるのは下がる、という風に思ひました。

周辺の家の方には説明はされております。

議長

他に委員さんから何かございますか。

はい、どうぞ。

D委員

大内の5-2「ゴミ置場」は、この南側の宅地造成をするということで、ここにゴミ置場を作るという認識でいいんですか。「ゴミ置場」というから自治体を作るのかな、と思ったら宅地造成する業者が作る。すぐ隣なら分かるんですが、一軒家を挟んで向こう側にあるんですけれども、そういうような認識でいいんですかね。

E委員

大内の傾向としてこういう風が開発されると、業者がゴミ置場を作るようになっています。

事務局

現在のこの地区のゴミ置場は申請地の真隣の道路に一つありまして、今回の宅地分譲に伴って世帯が増えるため、申請地に今のゴミ置場を移設して、もう一つ増設するという事です。以上です。

議長

よろしいですか。

D委員

はい。

議長

はい、他にはございませんか。

E委員

はい。

議長

はい、どうぞ。E委員さん。

E委員

お伺いしたい案件があるんですが、14ページの18号議案、大歳の駐車場の件ですが、

災害対応型の駐車場って書いてありますが、これって場所を移しただけで災害対応なのか、それとも相当地上げして車に水が浸からないようにするような駐車場なのか、その辺を教えてください。

事務局

災害対策型というのは、要は水が入ってくることへの対策みたいで、水が入ってこないように仕切りを作って駐車場にされるという計画です。

中央地区委員

私の方から補足です。

これはですね、市のハザードマップが変わったので、計画がちょっと変更されるようです。だから、かさ上げします。今のままでは水に浸かるということでそういうふうに報告を受けています。

E委員

まだ、側に田んぼがちょこっと残っています？

中央地区委員

残っています。この田んぼにも問題ありません。

議長

他にはございませんか。

特に無いようですので以上で議案第19号を除く農地法第5条に係る議案審議を終わります。只今審議しました農地法第5条に係る審議のうち、利害関係人に係るものを除く議案第9号から議案第18号、議案第20号から議案第38号及び農地法第4条に係る議案第7号について一括で採決を行います。これらの申請について、全て「許可」とすることに賛成の農業委員の挙手を求めます。

【委員挙手(多数)】

議長

挙手多数と認め、只今審議しましたこれらの申請については、山口県ネットワーク機構の意見聴取を行い、「許可」といたします。

以上で農地法第4条に係る議案第7号及び農地法第5条に係る議案審議を終わります。

続きまして、相続税の納税猶予適格者証明についての審議を行います。事務局から説明をお願いします。

事務局

それでは、27 ページを御覧ください。

合わせて参考位置図 34ページをお開きください。

申請地、申請人、申請内容等詳細は議案及び参考位置図を御確認ください。

議案第39号、大歳、用途地域内にある第3種農地です。農地を相続し、引き続き農業経営を行うものです。

相続税の納税猶予適格者証明については、以上です。

御審議よろしく願いいたします。

議長

それでは、議案審議に入ります。只今、事務局から議案説明がありました納税猶予適格者証明について、委員の皆さんから意見等があればお願いします。

【意見なし】

議長

それでは、特に意見がないようですので、採決を行います。

納税猶予適格者証明について、証明書を発行することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

【委員挙手(多数)】

議長

挙手多数と認め、只今審議しました納税猶予適格者証明に係る申請については、証明書を発行することといたします。

続きまして、農用地利用集積計画についての審議を行います。事務局より議案説明をお願いします。

事務局

議案28ページをお開きください。

議案第40号、農用地利用集積計画について説明いたします。

地区協議会において、協議していただいたとおり、

合計29筆 37,828.73㎡でございます。

計画申請の内容は、山口市の「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」に適合しているなど農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしております。

御審議よろしく願いいたします。

議長

只今事務局から議案説明がありましたが、各農業委員から意見等があればお願いします。

【意見なし】

議長

特に意見がないようですので、採決を行います。只今審議しました農用地利用集積計画について、「決定」とすることに賛成する農業委員の挙手を求めます。

【委員挙手(多数)】

議長

挙手多数と認め、農用地利用集積計画については、山口市の計画どおり「決定」とします。

なお、今回は農用地利用配分計画に対する意見聴取はございません。

続きまして、農地利用最適化推進委員の委嘱についての審議を行います。事務局より議案説明をお願いします。

事務局

議案29ページをお開きください。

議案第41号、農地利用最適化推進委員の委嘱について説明いたします。

阿東徳佐地域の推進委員に欠員が生じたため、去る、6月23日から7月13日までの間再募集を行い1名の推薦がございました。

推進委員候補者評価委員により本日の総会前に評価委員会による審査を行い、阿東徳佐上335 堀 裕道氏を農地利用最適化推進委員に内定いたしました。

8月1日に委嘱を予定しておりますが、推進委員の委嘱にあたっては、農業委員会等に関する法第17条第1項で農業委員会が推進委員を委嘱しなければならないと規定がございますので本日総会でお諮りするものです。

御審議よろしく願いいたします。

議長

それでは、議案審議に入ります。只今事務局から議案説明がありましたが、各農業委員から意見等があればお願いします。

【意見なし】

議長

特に意見がないようですので、採決を行います。只今審議しました農地利用最適化推進委員の委嘱について、異議なしとすることに賛成する農業委員の挙手を求めます。

【委員挙手(多数)】

議長

挙手多数と認め、農地利用最適化推進委員の委嘱は認められました。
なお、令和2年8月1日付けで委嘱を行います。

続きまして、現況証明についての審議を行います。事務局より議案説明をお願いします。

事務局

議案30ページをお開きください。合わせて、参考位置図35ページを御覧ください。

議案第42号から議案第48号について、一括で説明いたします。

北部地区1件、中央地区5件、阿東地区1件の議案がございます。

いずれも登記地目を変更し、非農地のまま利用するものです。

昭和45年10月以降で20年以上を経過しているため、本日の会議にお諮りするもので
す。

御審議よろしくお願いたします。

議長

それでは、議案審議に入ります。只今事務局から議案説明がありましたが、委員の皆さんから意見等があればお願いします。

【意見なし】

議長

特に意見がないようですので、只今審議しました議案について採決を行います。現況証明を全て発行することに賛成する農業委員の挙手を求めます。

【委員挙手(多数)】

議長

挙手多数と認め、現況証明について全て発行することといたします。

以上で本日の議案審議はすべて終わりました。

次に、報告事項に入ります。事務局より報告をお願いします。

事務局

本日お配りしております報告第1号の農地法関係各種届出および通知の一覧表を御覧ください。6月分の受付状況は記載のとおりです。

また、報告第2号の意見聴取事案については、別紙のとおりです。

報告第3号のうち佐山については令和元年度第5回総会における審議保留事案です。一体的に利用する農地について農地法の規定による許可申請書が提出されておらず、計画の実現性に問題があるため保留としていましたが、所要の申請が未だ提出されていないため、本日の総会においても審議保留とするものです。

阿東生雲東分については、山口市の生活環境の保全に関する条例の届出がなされておらず、農地法に定める一般基準における計画の実現性に問題があるため審議保留としていましたが、未だ届出がなされておられませんので、本日の総会においても審議保留とするものです。

報告については以上です。

議長

只今事務局から報告がありましたが、各委員さんから質問・意見等がありましたらお願いします。

E委員

あの、度々保留が延ばされて申請がされてないって言われるんですけど、申請がされない理由って何かあるんでしょうか。

いろんところで手掛けられて、慣れている業者のような気がするんですが。

事務局

そうですね。特に佐山の方についてはもう一年近く経過してしまうというところではありますが、今後申請をされるという話で伺ってはいますが、未だ申請がされていないのが現状です。こちらの案件については事務局から、取り下げるなら取り下げる、このまま審議するのであれば申請に必要なものを出してもらおうということで、しっかり進めていきたいと思

っております。

阿東生雲東分の方は、生活環境の保全に関する条例の届出に伴って、県の方との協議も必要になるみたいで、そちらがうまくいってないと言いますか、県の方も忙しいみたいで、なかなか協議の場が持てないということで、保留が長引いているようです。こちらについてもしっかりと進めさせていただきたいと思います。

E委員

はい。ありがとうございました。

議長

以上を持ちまして、本日の総会を終了いたします。

最後に事務局から連絡事項等、何かありますか。また、各委員さんから何かございますか。

【意見なし】

議長

それでは、本日の日程を全て終了します。お疲れ様でした。

以上、令和2年度第4回山口市農業委員会総会議事録である。

令和 年 月 日

山口市農業委員会 会長 安田 敏男

この議事録は正当であって決議事項に相違ないことを認める。

会 長 安田 敏男

署名委員 片山 潤之

署名委員 河村 吉人

記 録 者 戸田岸 磨帆